

|           |    |
|-----------|----|
| 積算基準      | 土木 |
| 現場中間検査    | 不要 |
| 工場等派遣中間検査 | 不要 |
| 樹木保険加入    | 不要 |

## 作業委託設計書

|           |                        |        |    |   |   |
|-----------|------------------------|--------|----|---|---|
| 事業年度      | 平成7年度                  |        |    |   |   |
| 設計年月      | 令和 年 月                 |        |    |   |   |
| 予算科目      | 款                      | 項      | 目  | 節 |   |
| 履行場所      | 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地 |        |    |   |   |
| 路線名又は河川名等 |                        |        |    |   |   |
| 委託業務名     | 二条城本丸内樹木抜根作業委託         |        |    |   |   |
| 履行期間      | 契約日の翌日から令和7年12月12日まで   |        |    |   |   |
| 事業課(所)名   | 元離宮二条城事務所              | 単価使用年月 | 令和 | 年 | 月 |
| 業務番号      |                        | 歩掛適用年月 | 令和 | 年 | 月 |
| 変更回数      |                        | 基準適用年月 | 令和 | 年 | 月 |
| 主工種       |                        | 単価地区   |    |   |   |
| 前払金支出     |                        | 調整区分   |    |   |   |

京都市 文化市民局

|       |   |
|-------|---|
| チェック欄 |   |
| ✓     | ✓ |

委託概要

|          |   |   |    |     |
|----------|---|---|----|-----|
| 業務対象面積   |   |   | m2 | 200 |
| 樹木伐採・抜根工 | 式 | 1 |    |     |
| 発生材処理工   | 式 | 1 |    |     |
|          |   |   |    |     |

委託理由

本業務は、本丸内に詰所を整備するために支障となる樹木の抜根作業を行うものである。

|               |    | 設計額 |     | 請負額 |     |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|
|               |    | 金額  | 増減額 | 金額  | 増減額 |
| 業 務 費         | 前回 | 円   |     | 円   |     |
|               | 今回 | 円   | 円   | 円   | 円   |
| 内 業 務 価 格     | 前回 | 円   |     | 円   |     |
|               | 今回 | 円   | 円   | 円   | 円   |
| 訳 消 費 税 相 当 額 | 前回 | 円   |     | 円   |     |
|               | 今回 | 円   | 円   | 円   | 円   |
| 支 給 品 費       | 前回 | 円   |     | 円   |     |
|               | 今回 | 円   | 円   | 円   | 円   |

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

|               |                 |       |
|---------------|-----------------|-------|
| 単 価 使 用 年 月   | 2025年6月         |       |
| 歩 掛 適 用 年 月   | 2025年6月         |       |
| 基 準 適 用 年 月   | 2025年6月         |       |
| 単 価 地 区       | 2601: I 地区      |       |
| 調 整 区 分       | 単独工事            |       |
| 現場環境改善費（率計上）  |                 |       |
| 市 街 地 補 正     | 市街地             |       |
| 共通仮設費（率計上）    |                 |       |
| 主 たる 工 種      | 09:公園工事         |       |
| 施 工 地 域 等 補 正 | 市街地（DID補正）（1）－3 | 1.2   |
| I C T 施 工 補 正 | 補正なし            | 1.0   |
| 週 休 2 日 補 正   | 4週8休以上(通期)      | 1.02  |
| 現場管理費         |                 |       |
| 施 工 地 域 等 補 正 | 市街地（DID補正）（1）－3 | 1.1   |
| I C T 施 工 補 正 | 補正なし            | 1.0   |
| 週 休 2 日 補 正   | 4週8休以上(通期)      | 1.03  |
| 一般管理費         |                 |       |
| 前払金支出割合による補正  | 補正を行わない         | 1.00  |
| 財団法人等による補正    | 補正を行わない         | 1.00  |
| 契約保証に係る補正率    | 金銭的保証           | 0.04% |



# 設計内訳書 (本01)

| 工事名                 | 二条城本丸内樹木抜根作業委託  |    |    |    | 事業区分<br>工事区分 | 公園緑地整備・改修<br>緑地育成 |    |
|---------------------|---|----|----|----|--------------|-------------------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別       | 規格  | 単位 | 数量 | 単価 | 金額           | 数量・金額増減           | 摘要 |
| 緑地育成                |   | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 樹木育成工               |   | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 樹木伐採・抜根工            |   | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 高木抜根                | 平均幹周:125cm, 人力機械併用抜根, 機械の種類・規格:小型バックホウ(クロー) [標準] 排ガス型(第1次) 山積0.08m <sup>3</sup> | 本  | 5  |    |              |                   |    |
| 抜根養生                | 施工費(養生シート等設置)・養生用材料費含む  | 箇所 | 1  |    |              |                   |    |
| 発生材等処理工             |   | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 発生材処理工              |   | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| トラック2tによる公園外への運搬(幹) | トラック[普通型]2t積  | t  | 1  |    |              |                   |    |
| トラック2tによる公園外への運搬(根) | トラック[普通型]2t積  | t  | 3  |    |              |                   |    |
| 発生材処分(幹)            | 発生材種別:幹   | t  | 1  |    |              |                   |    |
| 発生材処分(根)            | 発生材種別:根   | t  | 3  |    |              |                   |    |
| 直接工事費               |   | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 共通仮設                |   | 式  | 1  |    |              |                   |    |

# 設計内訳書 (本01)

| 工事名           | 二条城本丸内樹木抜根作業委託 |    |    |    | 事業区分<br>工事区分 | 公園緑地整備・改修<br>緑地育成 |    |
|---------------|----------------|----|----|----|--------------|-------------------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格             | 単位 | 数量 | 単価 | 金額           | 数量・金額増減           | 摘要 |
| 共通仮設費         |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 現場環境改善費       |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 現場環境改善費 (率計上) |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 共通仮設費 (率計上)   |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 純工事費          |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 現場管理費         |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 工事原価          |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 一般管理費等        |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 工事価格          |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 消費税額及び地方消費税額  |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
| 工事費計          |                | 式  | 1  |    |              |                   |    |
|               |                |    |    |    |              |                   |    |
|               |                |    |    |    |              |                   |    |

## 特記仕様書（個別編）

委託業務名 二条城本丸内樹木抜根作業委託

履行場所 京都市中京区二条城通堀川西入二条城町 541 番地

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

本業務の履行に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本業務履行現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

#### 第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本業務は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

#### 第3条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金の対象外とする。

## 2 現場条件に関する事項

### 第4条（現場条件）

本業務の履行に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 二条城は全域が史跡に指定されており、城内には国宝、重要文化財に指定されている建造物や特別名勝に指定された庭園のほか、石垣、樹木、施設等は史跡の構成要素となっている。業務の実施に当たっては、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払いながら作業を行うこと。
- 2 業務の実施に当たっては、来城者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら作業を行うこと。
- 3 作業中に来城者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。万一、トラブルがあった場合には、受注者において丁寧に対処すること。また、速やかに監督職員へ報告すること。
- 4 作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一、文化財やその他施設を損傷した場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示のもと処理し復旧すること。受注者の故意又は過失により生じた損害は、全て受注者の処理及び負担とする。
- 5 二条城は、年間を通じて催事が実施されるため、催事の予定を確認したうえで、作業実施日及び時間等を設定すること。
- 6 二条城は、入退城口、入退城時間、城内の通行ルート等について、細かくルールが定められているため、監督職員と事前に協議を行い、これらを反映した施工計画書の作成を行うこと。
- 7 作業に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- 8 業務関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- 9 本業務の関係者であることを明確にするため入城証を発行する。発行に伴い、業務関係者の氏名を指定の様式に記載し、本業務に着手する10日前までに監督職員へ提出すること。指定の様式については別途、指示するものとする。また、本業務完了後は速やかに入城証を返却すること。

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第5条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品  
 （「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

| 工種・種別等            | 細 別  | 材料・資材・製品 |
|-------------------|------|----------|
| 樹木育成工<br>樹木伐採・抜根工 | 抜根養生 | 養生シート    |

#### 第6条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

#### 第7条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）  
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

| 工種-種別等            | 細 別  | 確 認 項 目                      |
|-------------------|------|------------------------------|
| 樹木育成工<br>樹木伐採・抜根工 | 高木抜根 | ・支根除去作業状況の確認<br>・直根除去作業状況の確認 |
|                   | 抜根養生 | 抜根後の掘取り穴に合わせた養生範囲の確認         |

## 第8条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

| 項 目                        | 確 認 方 法・目 的 等                                 |
|----------------------------|---|
| 高木抜根作業範囲の確認                | 史跡等の保護のため、作業前に監督職員と立会確認を行う(ただし、立会確認書は必要としない。) |
| 高木抜根作業で生じた幹・根・掘取り土の集積場所の確認 | 集積場所の位置、規模の確認(ただし、立会確認書は必要としない。)              |
| 高木抜根作業後の確認                 | 支根・直根除去作業が充分に行われているかの確認                       |

## 4 建設副産物に関する事項

### 第9条（建設副産物の適正処理）

#### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本業務により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

| 建設副産物         | 受入場所  | 備 考                   |
|---------------|---|-----------------------|
| 建設発生木材<br>(根) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設<br>京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2 | 設計運搬距離<br>L = 11.5 km |
| 建設発生木材<br>(幹) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設<br>京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2 | 設計運搬距離<br>L = 11.5 km |

## 5 その他事項

### 第 10 条（工事書類の提出）

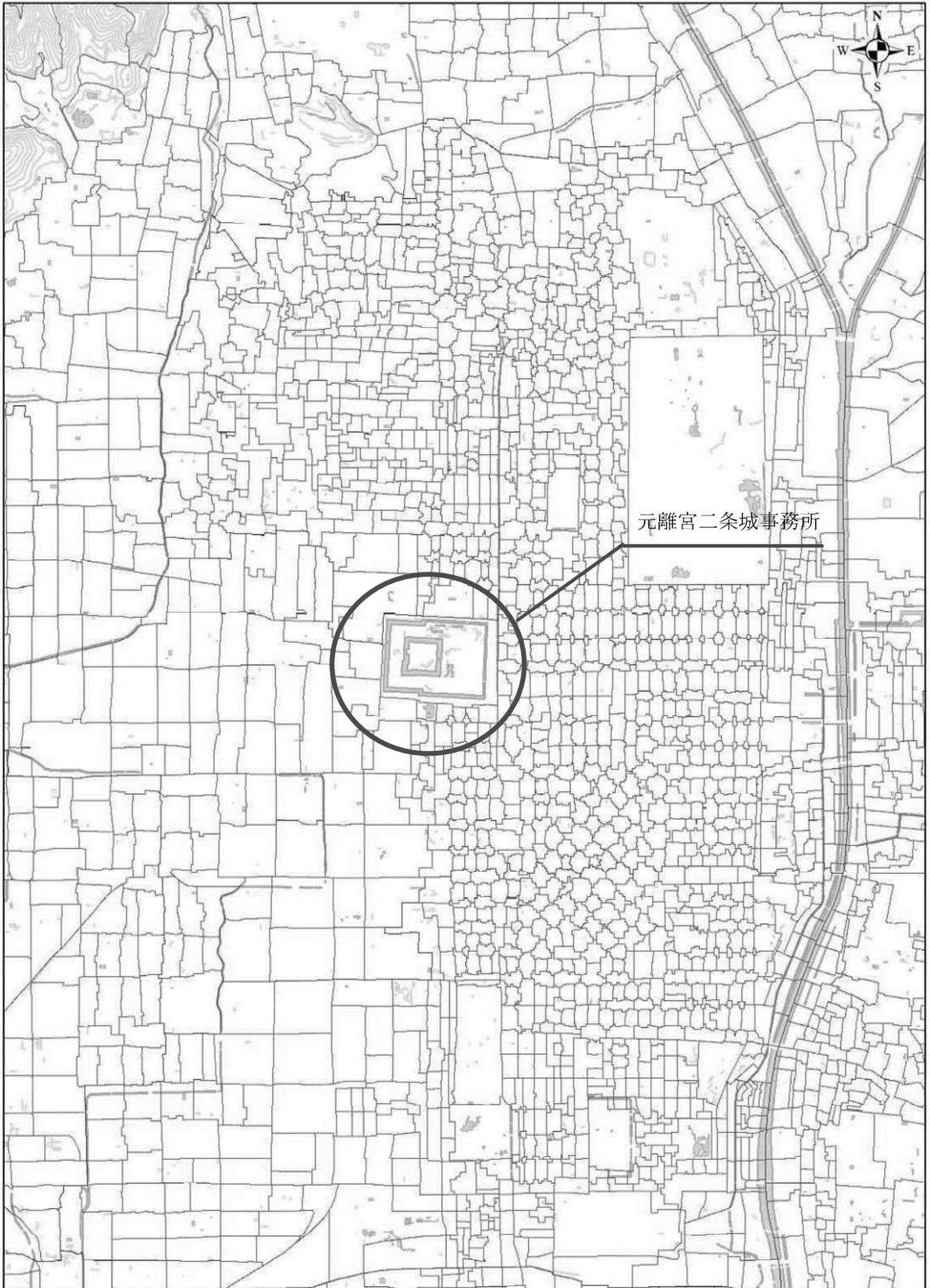
完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 14 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な関係書類については、工期末の 5 日前までに提出すること。

### 第 11 条（作業に係る事項）

本業務の履行に当たっては、下記の事項に留意すること。

- 1 高木抜根作業は、抜根（残置された幹の伐採を含む）、抜根材の小運搬・トラックへの積込み、支根等の除去作業時に発生する土の小運搬・集積、直根除去で掘り取った穴の埋戻しまでを含む。
- 2 抜根養生は、養生に係る材料及び抜根養生に係る全ての施工（養生シート及び土のう袋の設置、土のう袋への土の詰込み）を含む。
- 3 作業範囲周囲の土中には遺構が存在するため、本市文化財保護課の立会いの下に作業を行うことを踏まえ、着工前に立会いの適時について監督職員と協議を行い、余裕を持った工程を計画すること。
- 4 図面に示す抜根作業範囲（支根除去の範囲及び直根除去の深さ）については、抜根対象木の生育環境によって根の張り方が変わるため適宜、監督職員と現地立会いを行い、範囲及び深さについて監督職員の承諾を得ること。
- 5 特に、貴重な遺構と接する高木抜根（マツ 5）の作業については、遺構を壊さないよう細心の注意を払い作業を行うこと。
- 6 高木抜根作業で生じた、幹・根の一時的な集積場所については、事前に監督職員と協議を行うこと。
- 7 幹・根の場外搬出の時間帯については、来城者の安全確保を優先するため、事前に監督職員と協議を行うこと。
- 8 支根・直根除去で生じた掘取り土（現地土）は、作業箇所周辺に集積することとし、集積場所は、監督職員と現地立会いにより決定すること。また、掘取り土（現地土）は、直根の埋戻し及び土のう袋に詰める土として流用すること。
- 9 作業範囲周囲の排水施設、樹木、建造物等を破損させないように、養生を必要とする箇所においては十分に養生を行うこと。
- 10 作業に関係のない車両は、城内北東部の関係車両駐車場へ駐車すること。但し、駐車台数に限りがあるため、監督職員と協議のうえ台数を決定すること。
- 11 作業は土日、祝日を除いて実施すること。但し、天候等の影響により実施せざるを得ない場合については、監督職員と協議のうえ作業日を設定し、承諾を得ること。

位置図



元離宮二条城事務所

1:25,000

# 作業箇所図 (城内拡大図)



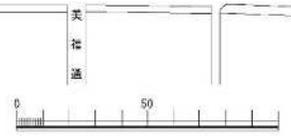
北大手門 ★作業車両出入口 ※入退城時間制限有

関係車両駐車場 ※駐車台数制限有

作業車両通行経路 ※時間制限有

★作業車両出入口 ※入城時間制限有

- 国宝建造物
- 車両通行可範囲
- 重要文化財建造物
- 未指定建造物及び管理便益施設



二条中学校

朱雀高等学校

中京中学校

駐車場  
管理事務所

セブラゾーン

地下鉄東西線  
二条駅前 出入口 3

地下鉄東西線  
二条駅前 出入口 1